

岐阜市事業承継サポート補助金交付要綱

平成28年 3月25日決裁

改正 令和 3年 2月24日決裁

改正 令和 4年 8月 3日決裁

改正 令和 6年 3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の円滑な事業承継を図るため、予算の範囲内において行う岐阜市事業承継サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) M&A 事業譲渡、株式譲渡等により経営権を移転することをいう。
- (3) 専門事業者 事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有し、M&A支援機関登録制度（国が行う事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）の交付においてM&Aの支援を行う機関の登録を行う制度をいう。）に登録された事業者をいう。
- (4) 公的機関 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき国から委託を受けて事業承継・引継ぎ支援センターを設置する事業者及び独立行政法人中小企業基盤整備機構をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、後継者が不在の中小企業者が、市内に店舗を有する金融機関、公的機関又は専門事業者の支援を受けた上で、M&Aによる事業承継の手続を専門事業者に委託する事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内で事業を営む中小企業者のうち、市内に本社又は住所を有するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国又は本市以外の地方公共団体において、前条に規定する補助対象事業と同様の事業に対し交付される補助金の交付を受けている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当と認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業において専門事業者に支払う着手金のうち、次に掲げる費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- (1) 事業承継の戦略を策定するための初期診断料
- (2) 企業の課題分析に要する費用
- (3) 企業評価の実施に要する費用
- (4) 企業概要書の作成に要する費用
- (5) コンサルティング料
- (6) 事業承継計画の作成に要する費用
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
 - (2) 収支予算書（様式第2号）
 - (3) M&A支援証明書（様式第3号）
 - (4) 補助対象経費に係る見積書の写し（委託する業務の内容が分かるものに限る。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 規則第4条に規定する市長が定める時期は、補助対象事業を開始する日の属する年度の2月末日とする。

(実績報告)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（様式第4号）
 - (2) 収支決算書（様式第5号）
 - (3) 専門事業者との委託契約書の写し
 - (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- 2 規則第15条に規定する市長が定める時期は、専門事業者との委託契約を締結した日から1か月を経過した日又は規則第4条の規定による申請をした日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(取組状況の報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を完了した日の属する年度以降3年間、各年度のM&Aに係る取組状況について、翌年度の4月15日までにM&A取組状況報告書（様式第6号。以下「取組状況報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、M&Aに係る最終合意契約を締結したときは、当該最終合意契約の締結の日（以下「最終合意契約日」という。）の属する年度までの取組状況報告書を提出するものとし、当該年度を取組状況報告書にあっては、最終合意契約日に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。